制約のある資産によって保全されている額を乗じて得た額を、正味現在推計の額で除して得られた額

ニ　第四十五条第一項第一号イ⑵に掲げる損害保険リスクの額に、損害保険契約等に関する正味現在推計の額のうち処分制約のある資産によって保全されている額を乗じて得た額を、損害保険契約等に関する正味現在推計の額で除して得られた額

ホ　第四十五条第一項第一号イ⑴に掲げる生命保険リスクの額に、生命保険契約等に関する正味現在推計の額のうち処分制約のある資産によって保全されている額を乗じて得た額を、生命保険契約等に関する正味現在推計の額で除して得られた額

第三節　Tier２適格資本

第一款　総則

（Tier２適格資本の額）

第四十一条　第三十六条第二号に掲げるTier２適格資本の額は、次の各号に掲げる額の合計額から第四款に定めるTier２適格資本の調整の額を控除した額又は次項に規定するTier２適格資本の上限額のうちいずれか小さい額とする。

一　Tier２資本調達手段の額（経済価値ベースのバランスシートに計上されている資本調達手段にあっては、資本調達手段の発行により増加した資本金の額又は負債性資本調達手段の貸借対照表等計上額に限る。）

二　資本調達手段以外のTier２適格資本の額

２　前項のTier２適格資本の上限額は、次の各号に掲げる額とする。

一　次章に定める所要資本の額に50％を乗じた額

二　前号の規定にかかわらず、報告保険会社等が相互会社である場合には、次章に定める所要資本の額に60％を乗じた額から、第三十八条第一項第二号に掲げる算入制限のあるTier１資本調達手段の額を控除した額

第二款　Tier２資本調達手段

（Tier２資本調達手段の額）

第四十二条　前条第一項第一号に掲げるTier２資本調達手段の額は、保険会社等が発行又は組成したものに係る次の各号に掲げる額の合計額とする。

一　算入制限のあるTier１資本調達手段の制限を超過した額

二　払込済みTier２資本調達手段（構造上の劣後性を有するもの以外）の額

三　払込済みTier２資本調達手段（構造上の劣後性を有するもの）の額

四　払込未済のTier２資本調達手段の額

２　前項第一号の算入制限のあるTier１資本調達手段の制限を超過した額は、第三十八条第三項に規定する算入制限のあるTier１資本調達手段（上限適用前）の額から、同条第四項に規定する算入制限のあるTier１資本調達手段の上限額を控除した額とする。ただし、０を下回る場合は０とする。

３　第一項第二号の払込済みTier２資本調達手段（構造上の劣後性を有するもの以外）の額は、次の各号に掲げる要件の全てを満たすものであって、Tier１資本調達手段の額又は算入制限のあるTier１資本調達手段の制限を超過した額に含まれないものの額（ただし、基金以外の資本調達手段であり、ロックイン条項を有しない場合であって、かつ、実質償還期限までの期間が五年以内になったものについては、貸借対照表等計上額に、基準日から当該実質償還期限までの期間の日数を当該実質償還期限までの期間が五年になった日から当該実質償還期限までの期間の日数で除して得た割合を乗じて得た額とする。）の合計額とする。

一　発行者により現に発行され、かつ、払込済みのものであること。

二　残余財産の分配又は倒産手続における債務の弁済若しくは内容の変更について、保険契約者及び他の非劣後の債権者に対して劣後的内容を有するものであること。

三　発行時から実質償還期限までの期間が五年以上であること。

四　償還等を行う場合には、発行後五年を経過した日以降に発行者の任意による場合に限り償還等を行うことが可能であり、かつ、償還等に際し、発行者の保険金等の支払能力の充実の状況について、あらかじめ金融庁長官の確認を受けるものとなっていること、又は発行後五年を経過した日より前の償還等であって、次のイからハまでに掲げる要件の全てを満たすものであること。

イ　発行者の任意による場合に限り償還等を行うことが可能であること。

ロ　償還等に際し、発行者の保険金等の支払能力の充実の状況について、あらかじめ金融庁長官の確認を受けるものとなっていること。

ハ　償還等以前において、償還等される資本調達手段と同等以上の質が確保されるものに置き換えられること。ただし、発行時に合理的に予期できなかった税制上又は規制上の事由であって著しく影響の大きいものによる償還等の場合及び資本調達手段が基金の場合は、この限りでない。

五　買戻しに際し、発行者の保険金等の支払能力の充実の状況について、あらかじめ金融庁長官の確認を受けるものとなっていること。

六　実質償還期限の決定において考慮されているステップ・アップ金利等又はその他の償還等を行うインセンティブを除き、発行者が発行時に将来にわたり償還等又は買戻しを行う期待を生じさせず、かつ、当該期待を生じさせる内容が定められていないこと。

七　剰余金の配当額又は利息の支払額が、発行後の発行者の信用状態を基礎として算定されるものでないこと。

八　清算時を除き、発行者が債務の履行を怠った場合における保有者に対する期限の利益喪失につ